新型コロナウイルス感染拡大に伴う定期乗車券の取扱いについて

関東鉄道では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2021 年7月 12 日以降政府により順次発出されている東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県を対象とする緊急事態宣言を受け、定期乗車券・普通回数乗車券について下記のとおり、お取り扱いをいたします。

※お持ちの定期券の「券面表示区間」に緊急事態措置の対象となる東京都、埼玉県、千葉県、 神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県に所在する駅が含まれている場合に限り対象となります

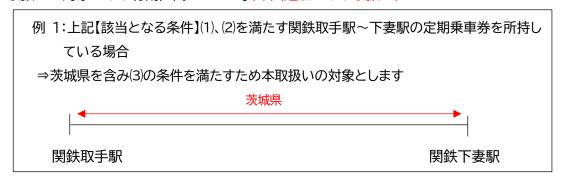
- 1. 払いもどし取扱い方について
- (1)定期乗車券

下記条件にいずれも該当する定期乗車券に限り、東京都は 2021 年 7 月 11 日、埼玉県・千葉県・神奈川県は同年 8 月 1 日、茨城県・栃木県・群馬県は同年 8 月 19 日)以降の最終使用日を払いもどしのお申し出日とみなして取り扱います。

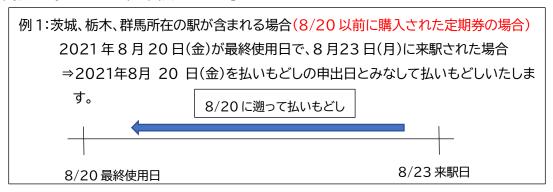
【該当となる条件】

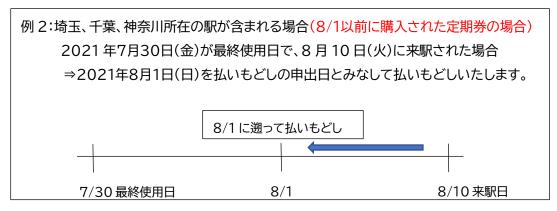
- (1) 地域毎の緊急事態措置期間の発効日前日までに購入されている定期乗車券
 - ① 東京都は 2021 年7月11日
 - ② 埼玉県・千葉県・神奈川県は2021年8月1日
 - ③ 茨城県・栃木県・群馬県は 2021 年8 月 19 日
- (2) 緊急事態措置期間の全部又は一部期間をその有効期間に含む定期乗車券
 - ① 東京都は 2021 年 7 月 12 日から緊急事態措置を行う期間の最終日
 - ② 埼玉県・千葉県・神奈川県は 2021 年 8 月 2 日から緊急事態措置を行う期間の最終日
 - ③ 茨城県・栃木県・群馬県は2021年8月20日から緊急事態措置を行う期間の最終日
- (3) その券面表示区間に緊急事態措置の都道府県に所在する駅が含まれていること
- ※1 定期乗車券の残りの有効期間が1か月未満の場合、有効開始日から7日以内の定期 乗車券を除いて、払いもどし金額はございません
- ※2 通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます

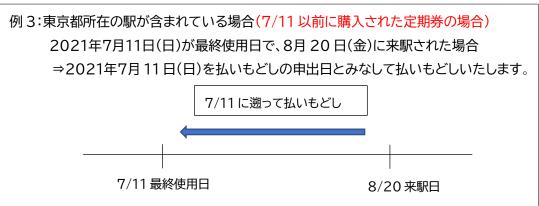
【本取扱いの対象となる有効区間について】(今回追加となる取扱い)



【本取扱いの払いもどし申し出日について】







※詳しくは駅係員にお尋ねください

(2)回数乗車券

下記条件にいずれも該当する乗車券に限り、有効期間経過後について払戻しの取扱いを いたします。

【該当となる条件】

- ① 2021年8月19日(木)以前にご購入されている回数乗車券
- ② 緊急事態措置期間(2021 年 8 月 20(金)から緊急事態措置を行う期間の最終日) の全部または一部期間を有効期間に含む回数乗車券
- ③ 回数乗車券の有効区間内に茨城県所在の駅が含まれている回数乗車券
- ※通常の払いもどし同様、手数料 220 円を頂きます
- ※使用枚数によっては払もどし金がない場合がございます

2. 払いもどし可能期間

緊急事態措置終了日の翌日から1年間となります。ただし、<u>パスモ定期券の場合、新たに定期乗車券を購入されますと、払いもどしの対象となる定期券情報が消去される場合がございますので、ご購入される前にお申し出いただきますようお願い致します。</u>

※払いもどし可能期間は、緊急事態措置終了日の翌日から1年間でございます。お客さまの 安全確保の観点から、緊急事態措置終了後の手続きをご検討いただきたく、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

3. 払いもどし取扱箇所

- (1)定期乗車券
- ・常総線 取手駅、戸頭駅、守谷駅、水海道駅、下妻駅の窓口営業時間
- ・竜ケ崎線 竜ケ崎駅の窓口営業時間
- (2)回数乗車券
 - ・常総線、竜ヶ崎線 有人駅の窓口営業時間

4. ご注意

- (1)定期乗車券の払いもどしについて、上記【該当となる条件】に合致し、払いもどしをご希望される場合は、定期乗車券をご使用にならないようお願い致します。
 - ※関鉄線各駅から定期乗車券の払いもどしのために定期券発売所設置駅へ向かわれる際は、定期乗車券を使用せず、自動券売機にて普通乗車券(きっぷ)をご購入のうえ、 駅係員窓口にお申し出ください。

以上